別表第二号(第26条関係)

予　　算　　の　　科　　目

(一般勘定)

(事業収支)

款	項	説　　明
事業収入		
	受信料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
事業支出		
	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国内放送番組等配信費	国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	国際放送番組等配信費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員の間の雇用契約に基づき支払われる全てのもの(退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。)
	退職手当・厚生費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費	
	財務費	借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費償却その他の金融費用
	特別支出	固定資産売却損その他の経常支出以外の支出
	予備費	
事業収支差金		

(資本収支)

款	項	説　　明
資本収入		

	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	前期繰越金から受け入れる額
	減価償却資金受入れ	
	資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金	
	放送債券償還積立資産戻入れ	
	建設積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	放送債券	
	長期借入金	期限1年以上の借入金
資本支出		
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資	
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金	
	放送債券償還積立資産繰入れ	
	建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額
	放送債券償還金	
	長期借入金返還金	
資本収支差金		

（有料インターネット活用業務勘定）

（事業収支）

款	項	説明
事業収入		
	放送番組等有料配信収入	有料インターネット活用業務から生じる収入
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出		
	放送番組等有料配信費	有料インターネット活用業務に係る放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特別支出	
事業収支差金		

（資本収支）

款	項	説　　明
資本収入		
	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	
	減価償却資金受入れ	
	資産受入れ	
	一般勘定長期借入金	
	長期借入金	
資本支出		
	建設費	
	一般勘定長期借入金返還金	
	長期借入金返還金	
資本収支差金		

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	説　　明
事業収入		
	受託業務等収入	法第20条第3項各号の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益その他の金融収入
事業支出		
	受託業務等費	法第20条第3項各号の業務に要する経費
	財務費	借入金利息その他の金融費用
事業収支差金		

注1　この表において、「放送債券償還積立資産」とは法第80条第4項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立てた資産をいう(別表第三号及び別表第四号において同じ。)。

注2　この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注3　予算書の末尾に次の事項を記載すること。

(1)　事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額(一般勘定に限る。)

(2)　事業収支差金及び資本収支差金の処分予定の内訳

(3)　事業収支差金及び資本収支差金の不足が見込まれるときは、その補填の方法(法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨)

(4)　法第73条の2第2項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨